助成金の受給をご希望の方へ

１．申請資格

次の各項に該当する事業

⑴交通遺児、障がい者、若しくは、生活困窮者又は事故、災害による被害者への支援を目的とする事業であること。

⑵北海道内で行われる事業であること。

⑶公益的な事業であること。

次の各項に該当する団体

⑴対象となる助成事業の代表者又は責任者が北海道内に在住していること。（住民票の提出が可能であること）

⑵当基金が申請内容を履行できる能力があると認める者であること。

⑶助成金の支給日から１年以内に「助成金事業結果報告書」又は年次報告書等の提出が可能であること。

２．助成金の給付額

申請内容を審査した上、理事会で決定します。

（目安として１件当り 20～30 万円）

３．申請方法

所定の申請書（当ホームページからダウンロードできます）に次の書類を添えて、当基金に提出して下さい。

⑴団体を紹介する案内状、パンフレット等（作成している場合）

⑵当該事業の案内状、パンフレット、ポスター等（作成している場合）

⑶その他理事会が必要とする書類（申請内容を見て、別途お知らせします）

４．公募の締め切り

毎年４月末日に助成事業の公募を締め切ります。

５．助成の決定

・申請書類を選考委員が審査し、理事会に上申します。

・上申されたものの中から、毎年５月に開催される理事会において助成の可否を決定します。

・申請の受理・不受理及び助成事業採用の可否は、当基金より申請者に通知します。

６．助成事業の実施結果の報告

助成事業として採用され、助成金を支給したときは、当該事業の実施後１年以内に、所定の書式（結果報告書～当ホームページからダウンロードできます）により、当該事業の実施結果を当基金あてに報告していただきます。但し、当該助成事業について記載された年次報告書等を作成している場合は、それを提出することにより、結果報告に代えることができます。

７．助成金の返還

次の場合は、当該助成金を当基金に返還していただきます。

⑴当該助成事業が中止になったとき。

⑵当該助成金が正当な理由なく当該申請書に記載された実施予定日までに使用されなかったとき。

⑶申請内容と異なる用途に使用されたとき。

⑷その他不正な手段をもって助成金を受給したことが判明したとき。

８．申請内容の変更

・申請内容を変更する時は、遅滞なく当基金に届け出て下さい。

・理事会の決定後に申請内容を変更しようとする時は、再申請して改めて当基金の審査を受けていただきます。

・既に助成金の支給を受けている場合で、再申請の結果が不支給であった場合は、受給した助成金を当基金に返還していただきます。

以上

（2019 年 12 月 16 日改定）